

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	農林畜産業支援ローン すしんアグリサポート 500
------------------	---------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫の会員資格を有し、次の (1)、(2) の全てを満たす方</li> <li>(1) 次の①から②のいずれかを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業または農業関連事業を行っている法人および個人</li> <li>② 新たに農業を開始しようとする法人および個人</li> </ul> </li> <li>(2) 税金の滞納がない方</li> </ul>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林畜産業の経営に必要な運転資金または設備資金</li> <li>※ 他金融機関の借換も可能です。</li> </ul>
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 万円以上 500 万円以内 (10 万円単位)</li> </ul>
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年以上 7 年以内</li> <li>※ 据置期間は 1 年以内とします。</li> </ul>
融 資 形 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証書貸付</li> </ul>
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます。</li> <li>※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</li> </ul>
ご 返 済 方 法	<p>次のいずれかの返済とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 元金均等返済の毎月払い</li> <li>(2) 元金均等返済の半年払い</li> <li>(3) 元金均等返済の年払い</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定返済日は 25 日とします。</li> <li>・ 利息は前払いとし、元金の返済日と同時に支払います。</li> <li>・ 期日前返済 (全額または一部) はできません。</li> </ul>
連 帯 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は代表者とします。</li> <li>・ 個人事業者は事業に専従する配偶者または事業に専従する事業継承予定者とします。</li> <li>※ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて、連帯保証人が不要となる場合がありますので、窓口でご相談ください。</li> </ul>
担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として不要とします。ただし、必要に応じて担保設定をする場合もございます。</li> </ul>
各 種 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の場合、手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。</li> <li>(1) 融資取扱手数料</li> <li>(2) 条件変更手数料 等</li> <li>・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</li> </ul>

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話 0248-75-3362）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申し込みに際しては、審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。</li> </ul>

平成 30 年 4 月 2 日 現在